

「神主の祈禱に関する文書を読む」解説

1 資料の文書群について

西角井家と西角井家文書について

西角井家：武蔵国一宮氷川神社は『延喜式神名帳』では祭神は一座とされ、その後いつの頃からか複数の祭神を祀り、それぞれの祭司により主祭されるようになった。江戸時代初期の社家は男体社の祭司を司る岩井家、女体社の角井家、簸王子社の内倉家、門客人社の金杉家の4社4神主家で構成されていた。そのうち、金杉家は、延宝7年(1679)に紀州鷹場内での殺生を理由に神主職を追放され、その後は3社3神主同格となり、祭司は年番に主祭することが定められた。宝永4年(1707)内倉修理の病死により内倉家が断絶となり、角井采女の叔父角井五兵衛重臣が簸王子社を継いだ。明治になって采女の系統を東角井家、五兵衛の系統を西角井家と称することになった。

西角井家文書：氷川神社の旧神主家である西角井家に伝わった文書群。総点数は11,181点。文書が9,217件、典籍1,053件、諸国朱印状1,048点などである。氷川神社に関する文書、社領支配に関する文書、西角井家に関わる文書等充実した神社文書である。諸国朱印状は明治時代の当主忠正氏が収集したものとされる。(点は枝番を含む数字。件は親番号のみでの数字)

2 江戸時代の流行病

古代から人々は様々な病気に悩み、病気と闘いながら生活してきた。江戸時代もそれは同じで、中でも猛威を奮った感染症に苦しめられた人は多くいた。江戸時代の主要な感染症として知られているものには次のようなものがある。

・麻疹

麻疹ウイルスによる感染症。発熱や咳などの症状を経て、4、5日間全身に赤い発疹が出る。感染力が強く、かかると命を落とすとして「麻疹は命定め」という表現で恐れられた。長徳4年(998)から流行した記録が見られる。

江戸時代には、十数回ほどの流行があったとされ、一度流行して免疫ができた人が多い時期には大規模な流行は起こらず15年から20年周期で流行した。

・疱瘡

天然痘ウイルスによる感染症。激しい頭痛と高熱が出て、体中にできた発疹

が膿疱となり、あばたとなって残る。そうした特徴から「疱瘡は見目定め」といわれ、感染して命が助かっても容姿の変化に苦しむ人も多かった。奈良時代に大陸から流入、平安時代に豌豆瘡わんずがさと記されてから、たびたび流行を繰り返した。江戸時代にも十数回ほどの流行時期があったとされる。当初は有効な治療法がなかったが、幕末には予防接種となる牛痘接種法が日本にも流入し始め、広まっていった。

・コレラ

コレラ菌による感染症。激しい下痢と嘔吐が繰り返される。症状の進行が早く、3日ほどで死に至るため、「三日コロリ」といわれた。また「虎狼痢」、「虎狼狸」と書くこともあった。日本では、文政5年(1822)に初めて流行が確認され、江戸時代にはその後安政5年(1858)、文久2年(1862)の大流行が知られている。感染力が非常に強く、明治時代以降もたびたび大流行を引き起こした。

このような感染症の流行が起こった際の対処として、治療法が判明してきている病気については薬の処方などの医学的治療も行われた。だが、有効な治療法がわからない病気については、神仏への祈禱を頼りにする人も多くいた。感染症の流行した時期に各地で祈禱が行われたことを示す資料が存在している。

また、麻疹絵、コレラ絵などといった錦絵も多く出され、感染した際の養生法や、病原菌のイメージを描いている。

3 疫病神の詫び証文について

いくつもの感染症が猛威を奮った江戸時代において、医者が行う医学的治療と合わせて人々がすがったのが民間療法やまじないだった。病は疫病神のような目に見えない存在が引き起こすという考えがあり、それを追い払うことができるまじないは重要な病への対処法だった。今回は詫び証文の形式をとるまじないの一種を紹介する。

・関東を中心に、疱瘡神や疫病神から特定の人物宛てに詫び証文の形式で書かれた文書が存在する。よく見られる形式としては

- ① 長徳4年(998)6月または長徳3年(997)5月の日付で、疱瘡神5名の連名で若狭国小浜の組屋六郎左衛門に宛てて出されたもの。
- ② 文政3年(1820)9月の日付で、疫病神2名より旗本の仁賀保金七郎に宛てて出されたもの。
- ③ 疱瘡神から鎮西八郎為朝に宛てて出されたもの。

などがある。

・差出人が疱瘡神や疫病神となっていることから、架空の文書と考えられている。また長徳の年号のものは、疱瘡が流行し始めたとされる年号からとったと考えられ、実際に文書が書かれたのは江戸時代中後期と見られる。

・内容としては、疱瘡にかかっても軽くすませること、悪性の疱瘡にとりつかせず危険な時期を越えさせること、疱瘡の熱にうなされてうわごとを言わないこと、激しい痒みがあっても、醜い跡を残さないよう軽く撫でさせるだけで痒みを紛らせられることなど疱瘡の症状の進行によって起こることが、もう二度とこのようなことは起こさないという項目に織り込まれている。

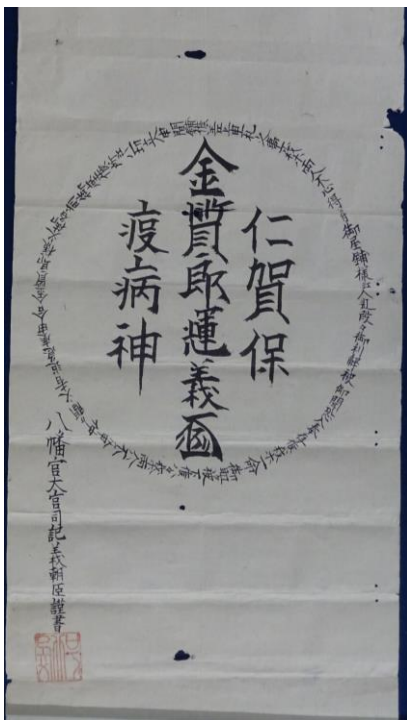
疱瘡神からこのようなことはしないと誓わせる形式をとり、転じて疱瘡にかかった時にこのようなことが起こらないようにという願いが込められている。

・宛名とされている人は皆、各地の言い伝え等の中で疫病神や疱瘡神と関わりをもち、その人物の名前を書くなどすれば疫病が除けられるようになるという約束を交わしている人達である。宛名の人物の名前を書いておけば決して(疱瘡神が)立ち寄ることはしないということも文中に書かれている。

こうした人物の名前を書くことも疱瘡除けのまじないの一種とされていた。

・今回の講義で扱った文書はこの詫び証文とは内容が大きく異なるが、「けだもの」という人ではないものから差し出された文書であり、祈祷によって二度と戻ってこないという詫びるような内容が含まれていることから、祈祷により「けだもの」が退散するよう願いを込めた詫び証文の類例ともいえるのではないか。

〈参考〉



文書館に収蔵されている疫病神からの詫び証文による疫病神除けのお札。

中央に証文の差出し先の仁賀保金質郎と差出人の疫病神の名前が書かれており、名前の周りの円になっている部分が詫び証文の内容となっている。

林家文書No.8850 「[疫病神除札]」

4 用語解説

- ・疫癘：悪性の流行病。疫病。
- ・悉：非常に。たいそう。
- ・難渋：困ること。もてあますこと。迷惑がること。また、そのさま。
- ・恐惶謹言：つつしんで申し上げることの意。特に、書状などの末尾に書止めとして記して敬意を表わす文言。
- ・尊下：手紙のあて名のわきづけに記す語。
- ・光来：他人を敬って、その来訪をいう語。
- ・急度：必ず

5 史料の要約

史料1 [疫癘流行ニ付御祈祷願書状] [西角井家文書一六九七]

河野藤次郎と河野権兵衛から、西角井家の神主へ祈祷の依頼をした書状。村中で疫病が流行し、非常に困ってしまっている。そのため、村の鎮守社で御祈祷をしていただきたく、遠方でご苦勞をおかけしますが村にお越しいただきたい。来ていただくのをご承諾いただけるようであれば、何日にいらっしゃるか、期日を教えていただきたく、また御供の方は何人いらっしゃるか人数も教えていただきたい。これらのことをお願い申し上げたく、詳細はこの者へ申し含めてありますので、この者から申し上げます。

史料2 文久二年（一八六二）四月二十四日 差出シ申一札之事（祈祷預退散証文） [西角井家文一六九二]

私はこの家に数年来住んできたが、この度御祈祷にあずかり、必ず退散致します。決して戻ってくることはありません。念の為文書を差出します。

参考文献

- ・大島建彦『疫神と福神』三弥井書店、2008年。
- ・大島建彦『災厄と信仰』三弥井書店、2016年。
- ・埼玉県立文書館編『収蔵文書目録第20集 西角井家文書目録』埼玉県立文書館、1985年。
- ・富士川游『日本疾病史』平凡社、1969年。
- ・内藤記念くすり博物館公式ホームページ
(<http://www.eisai.co.jp/museum/index.html>) (2021年8月9日最終閲覧)